

Knock（ノック） 利用規約

第1章 総則

（利用規約の適用）

第1条 株式会社ワンノック（以下「当社」といいます。）は、この利用規約（以下「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。

2 本規約の内容と、利用規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、利用規約の規定が優先して適用されるものとします。

（定義）

第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス 当社が提供する建設業界向けマッチングサービス「Knock」（理由の如何を問わず、サービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービス）
- (2) 契約者 利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約の契約者
- (3) 利用契約 利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (4) 利用契約等 利用契約及び利用規約
- (5) 契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (6) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、当社が設置又は利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (7) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (8) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
- (9) ログインID 契約者等とその他の者を識別するために用いられる符号
- (10) パスワード ログインIDと組み合わせて、契約者等とその他の者を識別するために用いられる符号
- (11) 利用者 契約者が定める本サービスを利用できる管理者（第29条に定める代表管理者を含みます。）及びスタッフ
- (12) 契約者等 契約者及び利用者
- (13) 最短利用期間 当該期間内に契約者が利用契約を解約する場合、第14条第2項に従い、当該期間の満了日までの利用料金等の支払義務を負う期間

(通知)

第3条 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点で効力を生じるものとします。

3 契約者から当社への通知は、契約者の通知が電子メール又は書面のいずれかの方法により、当社に到達した時点で効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)

第4条 当社は、利用規約を随時任意に変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用規約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、3日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第9条 利用契約は、当社が本サービスの利用申込者から当社所定の利用契約申込書（電磁的記録を含みます。以下同じ。）により利用契約の申込みを行い、その内容をもとに、当社が審査を行い、適当と判断とした方に対し、電子メールにより承諾する旨通知した時に成立したものとします。

2 前項の当社の審査にあたり、当社が利用申込者に利用契約申込書記載の内容の変更を求め、利用申込者が利用契約申込書の記載を変更した場合には、利用申込者は変更前の内容による利用契約の申込みを撤回し、変更後の内容による利用契約の申込みを行ったものとみなします。

3 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の申込みを承諾せず、利用契約を締結しないことができます。

(1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき

(2) 利用申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき

(3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき

(4) 本サービスの提供が技術的に困難であるとき

(5) その他、当社が不相当と判断したとき

4 当社は、前項に規定する利用契約申込者との間で利用契約を締結しない場合、本サービスの利用申込者に対して、その理由について開示する義務を負いません。

(利用者による利用)

第10条 契約者は、別途利用者を設定することができ、その利用者に本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、その利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

(変更通知)

第11条 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社所定の方法により当社に通知するものとします。

2 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) 当社が利用する通信回線又は電力等のインフラストラクチャに生じた事象により、本サービスを提供できない場合
- (4) その他天災地変、感染症・疫病等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3 当社は、契約者が第 16 条（当社からの利用契約の解約）第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

（利用期間）

第 13 条 本サービスの利用期間は、利用契約申込書に定めるものとします。ただし、当社所定の方法により期間満了 2 ヶ月前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに以前に契約した利用契約に応じた期間を自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

2 当社は、本サービスの利用期間満了の 2 ヶ月前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

（最短利用期間）

第 14 条 本サービスの最短利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から利用契約の期間満了日までとします。

2 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第 15 条（契約者からの利用契約の解約等）に従うものとし、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金について、当社に返還を請求することはできないものとします。

（契約者からの利用契約の解約等）

第 15 条 契約者は、当社所定の方法により、解約希望日の 2 ヶ月前の日が属する月の 10 日までに、当社に通知することにより、解約希望月の末日限りで、利用契約を解約することができます。但し、解約希望日以降にも本サービス上で継続される取引がある場合は、取引が完了した日の翌日に利用契約は解約されるものとします。

2 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

(当社からの利用契約の解約)

第 16 条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は契約締結の判断に影響を及ぼす事項に関する記入もれがあった場合
- (2) 支払停止又は支払不能となった場合
- (3) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (6) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (7) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (8) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- (9) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

2 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第 17 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、当社が定める廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の 90 日前までに契約者に通知した場合（本サービスの全部の廃止については廃止日の 180 日前までに契約者に通知した場合）
- (2) 天災地変、感染症・疫病等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない月数に対応する額を月割計算にて契約者に返還するものとします。なお、1 月に満たない月については切捨てとして計算します。

(契約終了後の処理)

第 18 条 利用契約が終了した場合にも、第 3 条（通知）、第 5 条（権利義務譲渡の禁止）、第 6 条（合意管轄）、第 7 条（準拠法）、第 8 条（協議等）、第 16 条（当社からの利用契約の解約）第 2 項、本条（契約終了後の処理）、第 26 条（遅延損害金）、第 27 条（自己責任の原則）、第 36 条（秘密情報の取扱い）、第 37 条（個人情報の取扱い）、第 38 条（損害賠償額の制限）、39 条（免責）の規定は有効とします。但し、第 36 条については、有効期間は利用契約終了後 3 年間とします。

2 利用契約が終了した場合、当社は、本サービスの利用にあたって契約者が投稿したデータ、また作成された電子帳票等のデータ（契約者の名称と連絡先の情報を除きます。）を消去します。利用規約終了後のデータの消去に関し、当社は契約者や第三者に責任を負いません。

（反社会的勢力の排除）

第 19 条 契約者及び当社は、自らが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者などの反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。契約者及び当社は、相手方が前各項に違反し、又は第 1 項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、利用契約を解除することができるものとします。

第 3 章 本サービス

（本サービスの種類及び内容）

第 20 条 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別記 A に定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

2 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

- (1) 第 39 条（免責）第 1 項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
- (2) 当社に故意又は重過失がない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

3 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。

- (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに以下の障害対応等

- i ブラウザ未更新による障害
- ii 個別のブラウザ設定や拡張機能による障害
- iii キャッシュによる障害
- iv OS のバージョンアップ未更新による障害
- v ネットワークの速度制限、Wi-Fi 接続不具合
- vi その他の本サービス以外による障害

(2) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問い合わせ

4 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

5 当社は、本サービスの種類と内容を随時変更することがあります。この場合、第 4 条（利用規約の変更）に従った手続を行います。ただし、本サービスの全部又は一部の廃止については、第 17 条（本サービスの廃止）の定めによります。

6 当社は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権（以下「知的財産権」といいます。）を侵害しないことを保証するものではありません。なお、当社は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権を侵害することを知ったときは、当社の裁量において、本サービスの提供及び利用が将来第三者の知的財産権を侵害しないようにするための措置を講じるものとします。この場合、当社は、必要に応じて、本サービスの内容及び提供条件を変更し、又は本サービスの一部を廃止することがあります。

（本サービスの提供区域）

第 21 条 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

（再委託）

第 22 条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第 36 条（秘密情報の取扱い）及び第 37 条（個人情報の取扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 4 章 利用料金

（本サービスの種類と内容）

第 23 条 本サービスの利用料金、算定方法等は、別記 B の料金表に定めるとおりとします。

（利用料金の支払義務）

第 24 条 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」といいます。）について、別記 B の料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとしします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第 12 条（一時的な中断及び提供停止）第 3 項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとしします。

2 利用期間において、第 12 条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、本サービスの利用について当社の責めに帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）が 72 時間以上となる場合、利用不能の日数（1 日未満は切り捨て）に対応する利用料金及びこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。

（利用料金の支払方法）

第 25 条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとしします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担としします。

- (1) 請求書決済方式の場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うか、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとしします。
- (2) クレジットカード決済方式の場合、当社が指定する期日までに契約者が本サービス上のクレジットカード情報画面に必要事項を入力し、クレジットカード決済を行う方法により支払うものとしします。
- (3) その他当社が定める支払方法により支払うものとしします。

（遅延損害金）

第 26 条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとしします。

2 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担としします。

第 5 章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

第 27 条 契約者は、本サービスの利用に関して第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とし、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

2 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第 28 条 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境(サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法第 2 条に定義するサイバーセキュリティをいうものとします。))の確保を含みます。)を維持するものとします。

2 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者の電気通信サービスを利用する等して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

3 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4 当社は、当社が本サービスに関する保守、運用、サービスの改善又は本サービスに追加的に提供するサービスや機能の開発のため、本サービスにおいて提供、通信されるデータ等について、監視、解析、調査等必要な行為を行うことができます。

(代表管理者)

第 29 条 契約者は、本サービスの利用に関する代表管理者をあらかじめ定めた上、第 9 条(利用契約の締結等)所定の利用契約書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として代表管理者を通じて行うものとします。

2 契約者は、利用契約書に記載した代表管理者に変更が生じた場合、本サービス上の所定の手続きにより速やかに変更するものとします。

(ログイン ID 及びパスワード)

第 30 条 契約者は、ログイン ID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないととも

に、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ログインID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

2 第三者が契約者のログインID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を賠償するものとします。

（禁止事項）

第31条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を保存、送信又は掲載する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を保存、送信又は掲載する行為
- (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (12) 労働者派遣とみなされる行為や偽装請負とみなされる行為
- (13) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクを張る行為
- (15) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関

連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する(契約者の利用とみなされる場合も含まれます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義務を負うものではありません。

(利用者の遵守事項等)

第 32 条 第 10 条 (利用者による利用) の定めに基づき、契約者は、利用者との間で、次の各号に定める事項について利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。

- (1) 利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用契約等のうち、利用料金の支払義務など条項の性質上、利用者に適用できないものを除きます。
- (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、利用者に対する本サービスも自動的に終了し、利用者は本サービスを利用できないこと。
- (3) 利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
- (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受けることなく利用者の秘密情報を開示することができること、また、当社は第 22 条 (再委託) 所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
- (5) 利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

2 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

(利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第 33 条 第 10 条 (利用者による利用) の定めに基づき、利用者が、前条第 1 項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2 利用者が、前条第 1 項各号所定の条項に違反した日から 3 日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。

- (1) 当該利用者に対する本サービスの提供を停止すること
- (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第6章 当社の義務等

(善管注意義務)

第34条 当社は、本サービスの利用期間中、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとし、ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

第35条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。

3 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

4 前各項に定めるほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 情報の取扱い

(秘密情報の取扱い)

第36条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を本利用規約及び利用契約の範囲で用いるものとし、第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先

又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第22条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただし、この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

5 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第5項に基づき相手方の承諾を得て資料等を複製、改変したものを含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを消去するものとします。

（個人情報の取扱い）

第37条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本利用規約及び利用契約の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守するものとします。

2 当社による個人情報の取扱いについては、別途当社プライバシーポリシー（<https://oneknock.jp/pdf/doc/privacypolicy>）の定めによるものとし、契約者はこのプライバシーポリシーに従って当社が契約者の登録情報を取扱うことについて同意するものとします。

第8章 損害賠償等

（損害賠償の制限）

第38条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第35条（本サービス用設備等の障害等）第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責めに帰することができない事由から生じた損害、当社の子見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去 12 ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1 ヶ月分）
- (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、本サービスの開始日までの期間が 1 ヶ月以上ではあるが 12 ヶ月に満たない場合には、当該期間（1 月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1 ヶ月分）
- (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1 ヶ月分）

2 本サービス又は利用契約等に関して、当社の責めに帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって利用者に対する一切の責任を免れるものとし、利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

（免責）

第 39 条 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとします。なお、当社は、以下各号のいずれかの事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動、感染症・疫病等の不可抗力により発生した損害
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害により発生した損害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等本サービス用設備等の性能に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入により発生した損害
- (5) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受により発生した損害
- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害により発生した損害
- (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (9) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分により発生した損害
- (10) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任及びその業務の監督について相当の注意をしても損害が回避できない場合など当社に責めに帰することができな

い事由により発生した損害

(11) その他、当社に故意又は重過失がない事由により発生した損害

2 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

以上

別記 A

(第 20 条 (サービスの種類及び内容) 関係)

サービスの種類及び内容は以下のとおりとします。

1 本サービスの内容

本サービスの内容は以下のとおりとし、詳細は本サービス上に提供する「操作マニュアル」によるものとします。

(1) アカウント作成サービス

代表管理者、管理者、スタッフの 3 種類のアカウントを作成できる機能

(2) マッチングサービス

建設業者間において、発注者及び受注者間のマッチング及び工事下請基本契約の締結及びその電子帳票作成機能

マッチングした発注者、受注者が交渉等のコミュニケーションをできるチャットルームを作成する機能

(3) 現場情報作成サービス

現場名、工期、職種、所在地、注文内容及びその金額等を登録する機能

(4) 受発注サービス

マッチングした受注者へ、登録した現場を、発注者が発注し、受注者の承認し、再度発注者が発注確定をした上で、注文(請)書の電子帳票を作成し、閲覧できる機能

受発注が確定した現場のチャットルームを作成する機能

(5) 完了報告サービス

受注者が施工完了した報告ができる機能

実費負担分がある場合は、受注者はその金額を登録し、完了報告と一緒に報告できる機能

発注者は受注者からの完了報告をうけ、再依頼又は完了できる機能

(6) 納品金額算定及び納品書作成閲覧サービス

注文書を元に、発注者は納品金額を登録し、受注者へ確認依頼をする機能

受注者は発注者からの納品金額確認依頼通知をもとに、確認し、承認又は再依頼できる機能

受注者が承認すると、納品書の電子帳票を作成し、閲覧できる機能

(7) 請求書作成及び閲覧サービス

発注者の締め日翌日に、各受注者ごとに納品書を元に、請求書を作成する機能

発注者の締め日翌日に、各受注者ごとに納品書を元に、請求書を作成する機能

(8) チャットサービス

交渉ルーム：マッチングした取引先と交渉等を目的としたチャットルーム

現場情報ルーム；受発注が確定した現場に関するチャットルーム

(9) 各種電子帳票の保管管理サービス

各種電子帳票は、下記のとおりとなります。

A 発注者及び受注者間でのマッチング成立時：工事下請基本契約書.pdf

B 発注者からの注文に対して受注者が請負に同意した時：注文(請)書.pdf

C 施工完了後、発注者からの納品書に受注者が承認した時：納品書.pdf

D 発注者の締め日翌日に自動作成：各受注者からの請求書.pdf

2 本サービス利用可能時間

システムのメンテナンス期間を除き、年中無休。

ただし、サポートサービスについては下記3を参照ください。

3 サポートサービス

当社が提供するサポートサービスの内容等は以下のとおりとします。

(1) 内容と種類

①本サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言

②提供可能になった場合の、本サービス用設備中のソフトウェアの更新版の提供

(2) 問い合わせ先

電子メールアドレス：kanri@oneknock.jp

本サービス画面のサイドメニューにある「お問い合わせフォーム」ボタンからも問い合わせが可能です。

(3) 対応曜日・時間

対応曜日：月・火・木・金曜日（祝日及び年末年始、ゴールデンウィーク期間、夏季休暇期間等当社の定める日を除く）

対応時間：10時から16時まで

4 契約者設備に関する仕様

契約者は、以下の仕様を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

(1) オペレーティングシステム（対応 OS）

サポート期間中の Windows、サポート期間中の MacOS、サポート期間中の iOS、サポート期間中のアンドロイド OS、

(2) インターネットブラウザ（対応ブラウザ）

最新版 Google Chrome、最新版 Microsoft Edge、最新版 Safari

5 セキュリティ

当社は本サービス用設備等に関し、以下の措置を講じるものとします。

(1) TLS/SSL (Transport Layer Security 1.3 以上/Secure Socket Layer) (256Bit) による通信の暗号

(2) Amazon 社によるサーバー証明書発行済

(3) インターネットの接続環境にファイアウォールを設置

①ファイアウォールの提供事業者：Amazon 社

②ファイアウォールの内容：Amazon Firewall Manager

別記 B 料金

料金は下記のとおりとなります。

1 発注者

(1) 初期導入費用 200,000 円 (税込)

(2) 月額利用料 1 アカウントあたり 500 円 (税込)

2 受注者

(1) 月額利用料 1 アカウントあたり 3,300 円 (税込)

附則 (2024 年 4 月 8 日)

本規約は、2024 年 4 月 8 日より適用されます。